

心身障害者(児)手当など一覧					平成29年7月現在		
		手当などの種類		対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額	支給月
手 当	市 の 制 度	心身障害者 手当	この3 種の うち 1種 のみ 受給 可	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度 ～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新たに左記に該当し た方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円	4月 8月 12月
				▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度 の方		4,500円	
		難病手当		国・都の指定する特殊疾病に羅病し、特定 医療費(指定難病)受給者証または医療券 をお持ちの方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記②③⑤該当者 ▷65歳以上で新たに左記の特殊疾 病の認定を受けた方	6,000円	
	都 の 制 度	心身障害者 福祉手当		20歳以上で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度 ～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記①③④該当者	15,500円	4月 8月 12月
		重度心身障害者 手当		▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑 な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複 する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢 の機能が失われ、座っていることも困難 な程度の方	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院してい る方 ▷65歳以上で新たに左記に該当し た方	60,000円	毎月
	国 の 制 度	特別障害者手当		重度の障害があるため、日常生活に常時特 別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは 障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせく ださい〕	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院してい る方	26,810円	5月 8月 11月 2月
障害児福祉手当		重度の障害があるため、日常生活に常時介 護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福 祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▷施設入所者 ▷当該障害を支給理由とする年金 の受給者	14,580円			
そ の 他	都 の 制 度	障害者医療費助 成制度	▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛 の手帳1度・2度の方	▷生活保護受給者 ▷65歳以上で新たに左記に該当し た方	保険診療の自己 負担分医療費の 一部を助成		

- 65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
- 表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホーム、ケアホームは含みません。

心身に障害のある方、難病の方へ 各種手当・助成のご案内

問 障害福祉課業務係・内線1511

市や都、国は、心身に障害のある方、難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成(左表)を行っています(所得制限があります)。これらの手当・助成を受けるには申請が必要です。該当する方で申請したことがない方や、以前に非該当で基準に該当するようになった方は、障害福祉課業務係(市役所1階1番窓口)でお早めに手続きし

てください。現在、支給や助成を受けている方は手続きの必要はありません。なお、これらの手当を受けている方で、施設の入所や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

心身障害者手当・難病手当を振り込みます

平成29年度の第2回支給分を

8月15日(火)までに指定口座へ振り込みます。

障 受給者証が替わります

心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(木)で有効期限が切れ、9月1日(金)から新しい受給者証(青色)に替わります。現在障受給者証をお持ちの方で、引き続き対象となる方には新しい受給者証を8月25日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。また、古い受給者証は障害福祉課(市役所1階1番窓口)か窓口サービスセンター(立川タクロス1階)、各連絡所のいずれかに返却してください。

避難行動要支援者登録制度の登録

市は、災害が発生した場合に、自らの命を守るために適切な行動をとることが難しいと思われる方の、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。災害時に支援を希望する方の名簿を、平常時から地域や関係機関・団体に提供し、災害発生時の安否

避難行動要支援者名簿の対象	
対象	状態
高齢者、障害者共通	在宅医療、車いす利用者
要介護認定者	要介護度3～5
身体障害者	下肢機能障害1級、移動機能障害1級、体幹機能障害1級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級
知的障害者	愛の手帳1度・2度
難病患者等	障害者の定義に追加された難病等
その他	上記該当者以外で必要と認められる方

確認などに活用できるような支援体制づくりを進めています。

今回、避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、次に該当する方へ、新規の登録または登録取消・更新の案内を送付します▼地域支援団体へ平常時からの名簿提供に同意していない方▼介護度や障害の要件に該当していない「その他」の要件で登録されている方

12月31日(日)〔消印有効〕までに、同封の返信用封筒で、手続きに必要な提出書類を郵送してください。新規・更新の登録を希望する方は、避難支援プラン作成申請書もあわせて郵送してください。なお、避難行動要支援者登録制度への登録は随時受け付けています。

問 手続きに関すること 福祉総務課・内線1492 ▼制度に関すること 防災課・内線2535

国民年金保険料・学生納付特例制度

大学・専修学校などの学生が、収入が少なく保険料を納付することが困難な場合、本人の前年所得が一定基準額以下の場合に納付義務が猶予される制度です。申請日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。手続きには学生証(卒業後は在学期間の分かる証明書)、年金手帳、印鑑が必要です。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額を増やすためには、

10年以内に納めることができる追納制度をご利用ください。

問 市保険年金課国民年金係・内線1394、日本年金機構立川年金事務所☎(523)0352

東京2020オリンピック・パラリンピックの視覚障害者用エンブレムバッジを配布

視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方に、東京都が作成した大会エンブレムの形状を触って識別できるように加工されたバッジを配布しています。ご希望の方はお問い合わせください。問 障害福祉課業務係・内線1510

自宅のベランダでたい肥づくりチャレンジ



「たい肥の素」と衣装ケースを使用して、家庭のベランダなどでたい肥づくりをする方を募集しています。「たい肥の素」は市内の家庭から出されたせん定枝を収集・処理したものです。申し込んだ方には、「たい肥の素」を自宅までお届けします。申 電話か、住所、氏名、世帯の人数、電話番号を書いてファクスまたはEメールで、ごみ対策課・内線6757 ☎(531)5800 e gomitaisaku@city-tachikawa.lg.jp へ